

諮問第52号

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求に対し、札幌市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が対象公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した本件決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

1 公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成16年3月8日、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、特定の札幌市立中学校（以下「当該校」という。）において特定年月日に起きた特定生徒に係る事故について、当該校より札幌市教育委員会に提出された事故報告書と、札幌市教育委員会から当該校への指示・指令を行った文書（以下「本件対象文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 存否応答拒否

実施機関は、本件請求に対し、条例第11条第3項の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する決定（以下「原決定」という。）を行い、同年3月22日付け公文書公開請求拒否通知書をもって請求人あて通知した。

3 審査請求

請求人は、原決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条に基づき、同年4月2日付けで審査庁である札幌市教育委員会に対し、審査請求を行った。

第3 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原決定を取り消し、本件対象文書を公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

本件請求に係る事故は、当該校の重大な過失によるものであり、当該校がその責任追求を逃れるため、関係書類の公開を拒否するということは、公共機関であり、公教育に携わる者として極めて違法不当である。

また、審査庁が、このような重大事故の原因を究明し、再発防止に努めることは、公教育を司る者として当然の責任でありながら、関係書類を隠ぺいするのみで何ら対策もとらず放置することは、あるまじき行為であり、極めて違法不当である。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件請求の対象公文書

本件対象文書は、特定個人に係る事故に関して作成されたとする事故報告書その他関係文書である。

2 存否応答拒否の妥当性

本件請求のように特定個人が認識可能な形で本件対象文書の公開請求に応じると、特定個人に係る固有の情報を明らかにすることとなることから、本件請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号の非公開情報を回答することになる。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書の性質

本件対象文書は、特定個人に係る事故に関して作成されたとする当該校から実施機関あての事故報告書及びこのことに係る実施機関から当該校あての文書である。

一般に札幌市立小学校又は中学校が実施機関に対して児童生徒の事故報告を行うのは、児童生徒に非行行為、交通事故又はその他の原因による負傷等があった場合とされている。

このことから、本件対象文書が存在しているか否かを答えることは、特定個人について当該校が実施機関に報告すべきとされる上記のような事故が存在したか否かを明らかにする結果を生じさせるものであると認められる。

2 本件対象文書の存否応答拒否

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、非公開情報として規定している。

特定個人について当該校が実施機関に報告すべきとされるような事故が存在したという事実の有無（以下「存否情報」という。）は、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」とであると認められる。

また、存否情報は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められず、また公務員に関する情報でもないことから、同号ただし書ア及びウに該当するとは認められない。

さらに、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、存否情報を広く公にすることが必要であるとは認められず、存否情報が同号ただし書イに該当するものとも認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号の非公開情報を公開することとなるため、条例第10条の規定により本件請求を拒否すべきものと認められる。

3 その他の主張

請求人は審査庁等の責任等を主張するが、いずれも条例に基づく公文書公開請求に係る決定の適否の判断とは関わりのないことであるから、当審査会が判断する事柄ではない。

4 結 論

以上のことから、本件対象文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるとして、その存否を明らかにしないで本件請求を拒否した原決定については、妥当であると判断した。

第6 審査経過

下表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成16年6月29日	諮問書及び審査庁の非公開理由説明書を受理
平成16年7月1日	審査請求人に審査庁の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成16年7月12日 (第156回審査会)	事案の概要説明
平成16年7月29日 (第157回審査会)	審査請求人から意見を聴取
平成16年7月30日 (第158回審査会)	実施機関から事情を聴取
平成16年8月30日 (第1回第2部会)	審 議
平成16年9月9日 (第2回第2部会)	審 議
平成16年9月15日 (第159回審査会)	審 議
平成16年10月4日	答 申